

# 兵庫県公報

令和8年4月10日 金曜日 第709号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	1
○ 育種母樹林の指定（林務課）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	3
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（同）	5
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	8
○ 同上（同）	8
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	9
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	9
<b>公 告</b>	
○ 落札者等の公示（産業労働部総務課）	9
○ 景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出（都市政策課）	10
○ 都市計画の案の縦覧（都市計画課）	10
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（同）	11
○ 落札者等の公示（阪神南県民センター）	12
<b>病院局管理規程</b>	
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程	13
<b>病院局公告</b>	
○ 随意契約の相手方等の公示	13
<b>公安委員会告示</b>	
○ 警備業法に基づく直接検定の実施	14
<b>警察本部公告</b>	
○ 入札公告	15

## 告 示

### 兵庫県告示第377号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
令和8年4月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
西脇市
- (2) 調査を行った期間  
令和元年8月から令和3年2月まで
- (3) 成果の名称  
西脇市下戸田の一部（その2）地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
西脇市下戸田
- (5) 認証年月日  
令和8年3月26日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
加西市
- (2) 調査を行った期間

- 平成28年11月から令和3年1月まで
- (3) 成果の名称  
加西市琵琶甲町の地籍図及び地籍簿
  - (4) 調査を行った地域  
加西市琵琶甲町
  - (5) 認証年月日  
令和8年3月26日
- 3 (1) 調査を行った者の名称  
加西市
- (2) 調査を行った期間  
平成28年11月から令和3年1月まで
  - (3) 成果の名称  
加西市野条町の地籍図及び地籍簿
  - (4) 調査を行った地域  
加西市野条町
  - (5) 認証年月日  
令和8年3月26日
- 4 (1) 調査を行った者の名称  
多可郡多可町
- (2) 調査を行った期間  
令和3年5月から令和6年3月まで
  - (3) 成果の名称  
多可町（中区安坂の一部）の地籍図及び地籍簿
  - (4) 調査を行った地域  
多可町中区安坂
  - (5) 認証年月日  
令和8年3月26日



**兵庫県告示第378号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定に基づき、育種母樹林を次のとおり指定する。

令和8年4月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指定採取 源の種別	樹種	所 在 地	面 積 (ha)	本 数 (本)	所有者等の 氏名又は名称	所有者等 の住所
兵庫育 06-1	令和8年 4月10日	育種 母樹林	ヒノキ	朝来市山東町野間字 段1087、字伯父甥塚 806-1、807-1	0.50	560	兵庫県知事	兵庫県神 戸市中央 区下山手 通5-10 -1



**兵庫県告示第379号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年4月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

**1 申請の概要**

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所

伊丹市瑞原4丁目1番地

所長 山内 康寛

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地

三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所

伊丹市瑞原4丁目1番地

(3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 1)	65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 2)			
能 力	製品500枚/日	同 左			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後20日	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	2~12	1~13	3~7	2~13
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	23	94	115	340
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	23	119	140	420
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	—	1	1	10
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	13	47	50	150
	燐 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1未満	23	25	70
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	58	58	60	175
	砒素及びその化合物 (単位 mg/L)	1 未満	23	0.1未満	2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	0.6未満	0.6未満	—	—
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	35	118	175	530	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	4	12	4	12	

備考 汚水等は外部委託処理又は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 3)		65号 酸又はアルカリ による表面処理施設 (No. 4)	
製品300枚/日		製品283枚/日	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大
7～12.8	7～12.8	7～12.8	7～12.8
7,407	7,407	5,665	5,665
7,407	7,407	5,665	5,665
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
0.1	0.1	0.03	0.03

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年4月10日から同年5月1日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び伊丹市総合政策部グリーン戦略室



兵庫県告示第380号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に

関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年4月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
株式会社 I H I 相生事業所  
相生市相生5292番地  
事業所長 金子敏之
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
株式会社 I H I 相生事業所  
相生市相生5292番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設			
変更前後の区分		変更前		変更後	
能 力		20 t/時		20 t/時	
工事着手予定年月日		既設		同左	
工事完成予定年月日		既設		同左	
使用開始予定年月日		既設		同左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時～18時 9時間		同左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	1～2	1	1～2	1
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	250	300	250	300
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	35	40	35	40
	窒素含有量 (単位 mg/L)	0.8	0.8	0.8	0.8
	リン含有量 (単位 mg/L)	2	2	2	2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	2	3	2	3
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)		53	53	107	107

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類		廃液処理装置							
変更前後の区分		変更前				変更後			
型 式		A3P-1				同 左			
構 造		鉄筋コンクリート、鋼板製				同 左			
主 要 寸 法		18m×27m				同 左			
能 力		20m <sup>3</sup> /時				同 左			
汚水等の処理方式		イオン交換樹脂、中和、凝集沈殿、活性炭処理				同 左			
工事着手予定年月日		既 設				同 左			
工事完成予定年月日		既 設				同 左			
使用開始予定年月日		既 設				同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時間				同 左			
使用時間の季節的変動の概要		な し				同 左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	1~ 2	1	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6	1~ 2	1	5.8~ 8.6	5.8~ 8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	116	125	10	20	171	184	10	20
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	35	37	30	35	37	39	30	35
	窒素含有量 (単位 mg/L)	6	18	6	18	5	16	5	16
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.9	1	0.6	1	1.3	1.3	0.6	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)		2	3	1.5	1.5	2	3	1.5	1.5
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常値及び最大の値 (単位 m <sup>3</sup> /日)		141	200	141	200	177	200	177	200

(5) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前	変更後
排水口名		3A-1	3A-1
排水量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	通常	501	537
	最大	730	730
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	5.8~8.6	5.8~8.6
	最大	5.8~8.6	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	—	—
	最大	—	—
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	10	10
	最大	20	20
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	30	30
	最大	35	35
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	6	6
	最大	18	17
りん含有量 (単位 mg/L)	通常	0.6	0.6
	最大	1	1
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通常	1.5	1.5
	最大	1.5	1.5

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和8年4月10日から同年5月1日まで
- (2) 場所 兵庫県環境部水大気課及び相生市市民生活部環境課



**兵庫県告示第381号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年4月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

相生市相生字鷺ヶ巣5308番、5308番1、5308番4、5308番6、5308番7、5308番8、5308番11、5308番14、5308番15、5308番17、5308番21、5308番25の各一部

2 特定有害物質の名称

クロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物



**兵庫県告示第382号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年4月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

赤穂市坂越字大黒288番、289番、290番、290番2、290番3、290番4、291番、291番1、292番、293番、294番、295番1、295番2、296番、297番、298番、298番1、299番1、300番1、300番23、300番24、300番26、300番27、300番28、300番30、300番33、305番1、306番、307番、308番、309番、310番、311番、312番、313番、314番、315番、316番、316番1、317番、317番1、317番2、318番、319番、320番、325番、328番の全部又は一部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物



兵庫県告示第383号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

令和8年4月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定を解除する区域

令和8年4月10日兵庫県告示第382号により指定した区域（赤穂市坂越字大黒294番、295番1）の一部

2 特定有害物質の名称

ほう素及びその化合物

3 汚染の除去等の措置

基準不適合土壌の掘削による除去



兵庫県告示第384号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年4月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

高砂市梅井五丁目212番19、318番3の各一部

2 特定有害物質の名称

砒素及びその化合物

公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年4月10日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 落札に係る物品等の名称及び数量

県立ものづくり大学校ほか13施設で使用する電気 予定数量3,859,569キロワット時/年

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県産業労働部総務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和8年1月30日

4 落札者の名称及び住所

株式会社U-POWER 東京都品川区上大崎三丁目1番1号

5 落札金額（税抜）

78,679,164円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告をした日  
令和7年12月12日



**景観の形成等に関する条例に基づく景観影響評価準備書の提出**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の9の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を兵庫県まちづくり部都市政策課に提出すること。

令和8年4月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
名称 リゾートトラスト株式会社  
代表者の氏名 伏見有貴  
住所 愛知県名古屋市中区東桜2丁目18番31号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
名称 サンクチュアリコート淡路島  
所在地 洲本市五色町都志1151番 外24筆
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
縦覧場所 まちづくり部都市政策課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課  
縦覧期間 令和8年4月10日から同月23日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先  
提出期間 令和8年4月10日から同月23日まで  
提出先 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県まちづくり部都市政策課



**都市計画の案の縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県に意見書を提出することができる。

令和8年4月10日

兵庫県

上記代表者 兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 都市計画の種類及び名称  
中播都市計画及び山崎都市計画下水道  
揖保川流域下水道（揖保川浄化センター）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
姫路市網干区興浜 字第一味岡  
同 市同 区網干浜
- 3 都市計画の案の縦覧期間  
令和8年4月10日から同月24日まで
- 4 縦覧場所  
兵庫県まちづくり部都市計画課、姫路市上下水道局下水道マネジメント課、宍粟市建設部水道管理課、たつの市上下水道部下水道施設課及び太子町経済建設部上下水道事業所

5 意見書の提出

意見書を提出しようとする者は、この案についての意見をできるだけ具体的に記載し、以下により提出すること。

(1) 持参又は郵送による場合

住所、氏名を記載し、神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県まちづくり部都市計画課に縦覧期間満了の日までに提出すること。郵送の場合は当日消印有効とする。

(2) インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム（e-ひょうご）」を利用して、画面の指示に従って縦覧期間満了の日までに提出すること。

アドレス [https://apply.e-tumo.jp/pref-hyogo-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=2863](https://apply.e-tumo.jp/pref-hyogo-u/offer/offerList_detail?tempSeq=2863)

QRコード



6 ホームページへの掲載

都市計画案は兵庫県ホームページ (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks21/r7juuran.html>) に掲載する。

7 問合せ先

兵庫県まちづくり部都市計画課

電話 (078) 362-4307



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

ついては、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和8年4月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) マックスバリュ新宮店

所在地 たつの市新宮町井野原字上向川原889番外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	愛媛県松山市宮西一丁目2番1号	山口 普

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年11月27日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,374平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

52台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

39台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

60平方メートル

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

20.7立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 閉店時刻

午前0時 翌午前0時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前0時から翌午前0時まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置については縦覧に供する関係図書に示すとおり。）

出入口1箇所、入口1箇所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

令和8年3月26日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県まちづくり部都市計画課

- (2) 縦覧期間

令和8年4月10日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

令和8年8月10日

- (2) 提出先

兵庫県まちづくり部都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和8年4月10日

契約担当者

阪神南県民センター長 團野礼子

1 落札に係る業務の名称

(一) 淀川水系昆陽川捷水路 排水機場運転管理業務

2 契約に関する事務を担当する県民局の名称及び所在地

兵庫県阪神南県民センター 尼崎市東難波町5-21-8

3 落札者を決定した日

令和8年3月25日

4 落札者の名称及び住所

明電EFS・CWO特別共同企業体

大阪市中央区瓦町4-2-14

5 落札金額

40,750,000円（税抜）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

令和8年2月6日

## 病院局管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和8年4月10日

兵庫県病院事業管理者 杉村和朗

## 兵庫県病院局管理規程第4号

## 兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項の表料金の欄中「1人1回につき2,628円（消費税が課される場合においては、2,890円）」を「1人1回につき4,264円（消費税が課される場合においては、4,690円）」に、「1人1回につき5,964円（消費税が課される場合においては、6,560円）」を「1人1回につき6,100円（消費税が課される場合においては、6,710円）」に、同条第7項中「4分の1」を「2分の1」に改める。

附 則

この管理規程は、令和8年6月1日から施行する。

## 病院局公告

## 随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和8年4月10日

兵庫県病院事業 契約担当者

病院事業管理者 杉村和朗

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
兵庫県立病院RPA導入支援業務用サーバ等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地  
病院局企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和8年2月27日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
NTT西日本株式会社兵庫支店 神戸市中央区海岸通11番
- 5 随意契約に係る金額  
18,931,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
公募型プロポーザル
  - (1) 審査方法  
県立病院RPA導入支援業務事業者選定委員（以下「委員会」という。）において、委員会が策定した評価基準に基づき評価
  - (2) 審査結果  
要求仕様を満足し、かつ優れた提案を行ったNTT西日本株式会社兵庫支店を当選者に選定
- 7 随意契約をした理由  
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号による
- 8 プロポーザルの公告をした日  
令和7年12月12日

## 公安委員会告示

## 兵庫県公安委員会告示第68号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づく検定の実施について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年4月10日

兵庫県公安委員会

委員長 津田 隆 雄

- 1 検定の種別及び級  
交通誘導警備業務2級
- 2 実施日時及び場所
  - (1) 実施日時  
令和8年7月11日（土）午前9時から午後5時まで
  - (2) 実施場所  
明石市荷山町1649番地の2  
兵庫県警察本部交通部運転免許試験場
- 3 受検定員  
30人
- 4 受検要件  
次のいずれかに該当する者
  - (1) 兵庫県内に住所を有する者
  - (2) 兵庫県内の営業所に属する警備員
- 5 検定試験の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 車両等の誘導に関すること。
    - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 車両等の誘導に関すること。
    - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合の応急の措置に関すること。
- 6 検定の申請手続
  - (1) 申請期間  
令和8年4月20日（月）から同年6月19日（金）までの間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
  - (2) 申請窓口  
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。
    - ア 兵庫県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
    - イ 兵庫県内の営業所に属する警備員にあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
  - (3) 提出書類
    - ア 検定申請書1通
    - イ 次に掲げるいずれかの書面1通
      - (イ) 前記(2)のアの警察署に提出する場合にあつては、住所地を疎明する書面
      - (ロ) 前記(2)のイの警察署に提出する場合にあつては、その者が当該営業所に属することを疎明する書面
    - ウ 写真（申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横

の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2枚

(4) 申請方法

ア 前記(3)の提出書類を前記(2)の申請窓口へ提出して申請するものとする。

イ 申請は、原則として検定を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申請期間内であっても、申請人員が受検定員に達した時点で申請の受付を締め切る。

7 検定申請書の配布

検定申請書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課において配布している。

8 手数料

手数料は、14,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受付後の受講手数料は、返還しない。

9 携行品

筆記用具

10 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話 (078) 341-7441 内線3424

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年4月10日

契約担当者

兵庫県警察本部長 小 西 康 弘

1 調達内容

(1) 件名

兵庫県警察ネットワーク機器等一式賃貸借

(2) 契約内容

仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和9年2月26日(金)

(4) 契約期間

令和9年3月1日(月)から令和16年2月28日(火)まで

(5) 納入場所

仕様書のとおり

(6) 入札方法

前記(1)について入札に付す。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課に申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 3 申込書・入札書の提出等
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 古川  
電話（078）341-7441 内線2217
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和8年4月10日（金）から同月24日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和8年5月21日（木）午前10時00分 兵庫県警察本部11階会計課別室
- (4) 入札書の提出期限  
前記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年5月20日（水）午後5時までに前記(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の入札保証金を令和8年5月19日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする契約保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。  
また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。以下「財務規則」という。）に基づき免除する場合がある。
- (4) 入札者に求められる義務  
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和8年4月24日（金）までに提出すること。  
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から前記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件  
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。  
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和8年5月28日（木））までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり入札内容が分明であること。

- キ 代理人が入札をする場合は、必要に応じて入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、前記1(1)の件名の総価及び月額金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、前記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (6) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
要作成
- (8) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他  
詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
Konishi Yasuhiro, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ
- (2) Nature and quantity of the products to be contracted:  
A suite of Network devices and others for Hyogo Prefectural Police 1 set (leasing contract)
- (3) Lease period:  
From March 1, 2027 through February 28, 2034
- (4) Lease place:  
Hyogo Prefectural Police HQ and designated places
- (5) Deadline for the submission of tender application forms:  
17:00 April 24, 2026
- (6) Deadline for tender:  
17:00 May 20, 2026 by mail  
10:00 May 21, 2026 by direct delivery
- (7) Person to contact concerning the notice:  
Ms.Furukawa, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ  
5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510  
TEL (078)341-7441 Ext. 2217